

令和2年第7回 湧別町農業員会総会議事録	
1. 会 期	令和2年7月27日（月） 10時00分 開会 11時10分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
3. 議 件	
日 程 第 1	選挙第1号 農業委員会会長の互選について
日 程 第 2	選挙第2号 農業委員会会長職務代理者の互選について
日 程 第 3	議案第1号 議席の決定について
日 程 第 4	議事録署名委員の指名について
日 程 第 5	会期の決定について
日 程 第 6	諸般の報告について
日 程 第 7	報告第1号 北海道農業会議の普通会员入会について
日 程 第 8	議案第2号 湧別町農業委員会役員会の役員を選出について
日 程 第 9	議案第3号 現況証明願いについて
日 程 第 10	議案第4号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について
日 程 第 11	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
日 程 第 12	議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日 程 第 13	議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 委員の出席状況（出席委員） ※議案第1号による議席番号			
1 児嶋 和美	2 三澤 実	3 羽田 雄一	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 佐藤 弘朗	7 和田 利弘	8 小崎 勝敏
9 藤井 和人	10 中原 修	11 渡辺 健一	12 島田 宗央
13 長屋 教幸	14 関口 哲治	15 松下 眞二	
17 久保 拓也	18 栗田 淳	19 松橋 聡	20 千葉 実
21 北谷 昭一	22 秋葉 宏之	23 松田 和浩	24 佐藤 茂
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
16 安藤 弘司			
6. 招集者（仮議長） 町長 石田 昭廣			
7. 事務局			
事務局長 池田 孔紀 主 幹 宮本 則幸			
主任 國分 昌宏			

事務局	<p>それでは、令和2年第7回農業委員会総会に先立ちまして、本日の総会の招集者であります石田町長よりご挨拶申し上げます。</p>
町 長	<p>(石田町長挨拶)</p>
事務局	<p>ここで、農業委員会事務局職員の紹介をいたします。 事務局長の池田孔紀です。 主幹の宮本則幸です。 主任の國分昌宏です。 この3人で事務を担当させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、ご出席の農業委員の皆様につきましては、選任後最初の総会でありますので、臨時の議席番号1番 姉崎委員から順に自己紹介をお願い致します。</p> <p>(1番から25番まで農業委員自己紹介)</p> <p>ありがとうございました。今回の総会につきましては、委員の任期満了により新委員を任命した最初に行われる総会であり、「農業委員会等に関する法律第27条第1項」の規定により、町長が招集しております。本委員会は「湧別町農業委員会の委員の定数条例第2条」に規定されているとおり、25名の委員で構成されており、只今の出席委員は24名でございます。</p> <p>現在、1番から25番までの年齢順となっておりますが、本議席が決まるまでの間の臨時議席とさせていただきます。</p> <p>次に、仮議長の選出について、をおはかりします。 本総会は、選任後最初の総会ですので、会長が選任されるまでの間、石田町長に仮議長をお願いすることよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>異議がないようなので、石田町長に仮議長をお願い致します。</p>
仮議長	<p>それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めてまいりますので、ご協力の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは只今より、令和2年第7回湧別町農業委員会総会を開会いたします。</p>

仮議長	<p>日程第1、選挙1号、農業委員会会長の互選についてを議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。(事務局議案朗読)</p> <p>選挙第1号 農業委員会会長の互選についてですが、互選の方法はどのような方法がよろしいですか。</p>
秋葉委員	<p>選考委員による指名推選を提案します。</p>
仮議長	<p>ただいま、秋葉委員から、選考委員による指名推選の方法の提案がありました。ほかにございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
仮議長	<p>ほかに無いようですので、選考委員による指名推選とすることに決定いたしました。おはかりします。選考委員においては仮議長において指名したいと思いますがこれにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
仮議長	<p>異議なしと認めます。よって選考委員を仮議長において指名することに決定いたしました。</p> <p>それでは選考委員に、1番 姉崎委員、3番 小崎委員、4番 中原委員、8番 長屋委員、13番 渡辺委員、14番 島田委員、16番 佐藤弘朗委員、23番 栗田委員を指名いたします。</p> <p>選考の結果を報告願うため、選考委員の中から選考委員長を決めて下さい。それでは、選考委員の方は別室にて選考願います。</p> <p>暫時休憩します。</p>
仮議長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。選考の結果について選考委員長から報告願います。</p>
中原委員	<p>選考の結果について報告いたします。</p> <p>農業委員会会長に吉村委員を推薦いたしますので、報告いたします。</p>
仮議長	<p>それでは、選挙第1号 農業委員会会長に吉村委員を互選することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
仮議長	<p>異議なしと認め、農業委員会会長に吉村委員を互選することに決定致します。</p>

仮議長	吉村委員、農業委員会就任のご挨拶をお願いします。
吉村委員	(会長就任挨拶)
仮議長	会長が決定しましたので、仮議長の職はこれにて終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。 暫時休憩いたします。(石田町長退席・議長交代)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、選挙第2号、農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題とします。事務局に議案を朗読させます。(事務局朗読説明)
	選挙第2号 農業委員会会長職務代理者の互選についてですが、互選の方法はどのような方法がよろしいでしょうか。
松橋委員	会長の互選同様に選考委員による指名推選の方法を提案します。
議長	只今、松橋委員から選考委員による指名推選による方法の提案がありました。ほかにございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	ほかに無いようですので、選考委員による指名推選とすることに決定いたしました。おはかりします。選考委員については議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって選考委員を議長において指名することに決定しました。 それでは、選考委員に、1番 姉崎委員、3番 小崎委員、4番 中原委員、8番 長屋委員、13番 渡辺委員、14番 島田委員、16番 佐藤弘朗委員、23番 栗田委員を指名いたします。 選考の結果を報告願うため、選考委員の中から選考委員長を決めて下さい。それでは、選考委員の方は別室にて選考願います。 暫時休憩します。
議長	休憩前に続き、会議を開きます。選考の結果について選考委員長から報告して下さい。
中原委員	選考の結果について報告いたします。 農業委員会会長職務代理者に、佐藤茂委員を推薦することに決定し

中原委員	ましたので報告します。
議 長	それでは、選挙第2号農業委員会会長職務代理者に、佐藤茂委員を互選することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、農業委員会会長職務代理者に佐藤茂委員を互選することに決定いたします。 佐藤茂委員、農業委員会会長職務代理者就任のご挨拶をお願いします。
佐藤茂委員	(会長職務代理者就任挨拶)
議 長	日程第3、議案第1号、議席の決定についてを議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。(事務局朗読説明) ただいま事務局より説明のありましたとおり、くじにより議席を決定致します。また、議席の整理上会長は25番、会長職務代理者は24番としてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは会長、会長職務代理者を除く22名のくじ引きを臨時の議席1番 姉崎委員より行います。 (22名の委員、くじ引き。残りくじは欠席の安藤委員の番号) 議席が決定しましたので、事務局より議席番号を報告願います。
事務局	(議席番号読み上げ 別紙議決書の通り)
議 長	議案第1号、議席の決定についてはただいま事務局が報告したとおり決定いたしました。 席の移動をお願いします。その間、暫時休憩します。 休憩前に続き会議を開きます。 日程第4、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により、1番 児嶋委員、2番 三澤委員を指名します。 日程第5、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日とたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p> <p>日程第 6、諸般の報告についてを議題とします。 前回総会以降の行事について事務局長より報告させます。</p>
事務局	<p>令和 2 年 6 月 2 9 日に開催されました、令和 2 年第 6 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告いたします。</p> <p>7 月 1 0 日 (金)、町内こいけ鮎しにおいて、農業委員会あご別れが開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。 本日、令和 2 年第 7 回湧別町農業委員会総会を開催しております。 以上活動状況の報告といたします。</p>
議 長	<p>日程第 7、報告第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 5 ページをご覧ください。報告第 1 号、北海道農業会議の普通会員入会について、一般社団法人北海道農業会議定款第 8 条第 2 項の規定に基づき、北海道農業会議の会議員は、農業委員会会長が就任するといった内容です。</p> <p>まず、北海道農業会議とは、一般社団法人であり、法令業務、農政対策、農地対策、農業者年金対策などや農業委員会に対する情報提供・調査活動を行っている組織です。</p> <p>先ほどご審議いただいた会長の互選によりまして、湧別町農業委員会の会長として吉村会長が決まったことから、吉村会長が北海道農業会議普通会員に就任するものです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議 長	<p>報告第 1 号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(なし)
議 長	<p>よろしいですか。特に発言がないようなので以上で報告第 1 号を終わります。</p> <p>日程第 8 議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>議案書 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、湧別町農業委員会役</p>

事務局	<p>員会の役員の選出について、湧別町農業委員会役員会設置要綱第3条の規程に基づき、役員会の役員を決定するものです。まず、役員会の設置目的ですが、委員会の円滑な運営を図るためのものであり、所掌事務としまして、総会に付議すべき議案等のうち重要な事項及び農業委員会の運営に関する重要な事項について事前に審議、調整するものです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>議案の朗読説明が終わりました。議案第2号について、どのような選出方法がよろしいですか。</p> <p>会長の互選同様に選考委員8名による指名推薦でよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議がないようですので、選考委員による指名推薦とすることに決定しました。おはかりします。選考委員については、議長において指名したいと思いますがご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって選考委員を議長において指名することに決定しました。選考委員は先ほど指名いたしました8名の委員を指名いたします。選考の結果を報告願うため、選考委員の中から選考委員長を決めてください。それでは選考委員の方は別室にて選考願います。役員が決まるまで暫時休憩いたします。</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。選考の結果について、選考委員長から報告してください。</p>
中原委員	<p>選考の結果について報告します。役員会理事に次の8名を推薦することとしましたので報告いたします。姉崎委員、小崎委員、中原委員、長屋委員、渡辺委員、島田委員、佐藤弘朗委員、栗田委員の8名です。</p>
議長	<p>ただ今選考委員長から報告のあった8名に会長及び会長職務代理者を加えた10名を役員として選出することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認め、湧別町農業委員会役員会の役員は、ただ今の10名に決定いたしました。</p>

議 長	<p>日程第9 議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。議案第3号、現況証明願いについて、別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書8ページをご覧ください。その1でございます。証明願出人、所有者ともに兵庫県姫路市、●●●●さんです。土地の所在ですが、開盛●●番●ほか計7筆で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり合計面積は2,528㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記ため、現況証明農業委員は秋葉委員、山崎委員、佐藤弘朗委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第10、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。議案第4号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について、別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い同法第18条第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において5件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書10ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、紋別市、●●●●さん、利用権の設定を</p>

事務局

受けた者、信部内、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は信部内●●番●の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は46,829㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年5月30日から令和8年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年6月16日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をした者、計呂地、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、計呂地、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は計呂地●●番●外計4筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は45,663㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年8月28日から令和9年11月30日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年5月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をした者、南兵村三区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村三区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村三区●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は28,954㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から令和3年12月31日までの4年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年5月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きまして番号4番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計5筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は31,362㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年4月24日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月6日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計3筆で、地目

事務局	<p>は公簿、現況共に畑、合計面積は10,878㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年4月24日から令和5年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により令和2年4月6日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第4号の質疑を行います。先に10ページ2番について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから10ページ2番の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。●●番 ●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員着席)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第4号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第4号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>

事務局	<p>異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第 1 1、議案第 5 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 1 1 ページをご覧ください。議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。本総会において 2 件の許可申請書が提出されております。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>番号 1 番。譲渡人が錦町、●●●●さん。譲受人が上湧別屯田市街地、湧別町です。申請地の所在ですが、錦町●●番●の内外計 4 筆で合計面積は 1 5, 4 0 3 ㎡です。転用目的及び転用理由は学校建設のためであり、権利の種類は所有権、事業費は 1, 1 7 4, 0 1 9 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 2 ページにより位置説明)</p> <p>番号 2 番。譲渡人が東、●●●●さん。譲受人が錦町、●●●●さんです。申請地の所在ですが、川西●●番●の内外計 3 筆で合計面積は 7, 8 0 5 ㎡です。転用目的は、砂利採取のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は 6, 9 7 7 千円で、転用理由は砂利採取のための一時転用で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。</p> <p>(別冊資料 3 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 5 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
小崎委員	<p>番号 1 番の案件ですが、学校建設とあるのはどこの学校のことか。</p>
事務局	<p>湧別地区における小中一貫教育推進を図るため、老朽化が激しく改</p>

事務局	<p>修不可能である湧別小学校の利用を中止することから、これに代わる前期課程（小学校）用の校舎及び体育館を新築いたします。なお、前期課程用校舎及び体育館を湧別中学校に接続することで施設一体型の義務教育学校とするものであります。</p>
小崎委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
委員一同	<p>（なしとの声）</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>（異議なしとの声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第12、議案第6号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が11件、賃借権が1件提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、紋別市、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、信部内●●番●外計4筆で合計面積は69,655.17㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,981,000円でございます。</p> <p>（別冊資料4ページにより位置説明）</p>

事務局

続きまして番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、北兵村三区●●●番●外計3筆で合計面積は1,800.77㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年8月31日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、324,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして番号3番、所有権の移転をする者は、東、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●●番●で面積は30,954㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年9月14日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,024,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして番号4番、所有権の移転をする者は、遠軽町、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、東●●●番●外計3筆で合計面積は71,431㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年9月14日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,286,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして番号5番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●●番●外計12筆で合計面積は81,167㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年9月14日となっております。土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、5,410,000円でございます。

事務局

(別冊資料 8 ページにより位置説明)

続きまして番号 6 番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、計呂地●●番●外計 4 筆で合計面積は 4 5, 6 6 3 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 7 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 9 月 1 4 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2, 7 3 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 9 ページにより位置説明)

続きまして番号 7 番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計 4 筆で合計面積は 4 3, 6 5 8 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 7 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 9 月 1 4 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9, 6 0 4, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 0 ページにより位置説明)

続きまして議案書の 1 7 ページをご覧ください。番号 8 番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計 1 2 筆で合計面積は 5 1, 4 3 3 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 7 月 2 7 日で、対価の支払い時期につきましては、令和 2 年 9 月 1 4 日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、8, 3 8 9, 0 0 0 円でございます。

(別冊資料 1 1 ページにより位置説明)

続きまして番号 9 番、所有権の移転をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計 6 筆で合計面積は 2 8, 9 5 4 m²であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和 2 年 7 月 2 7 日で、

事務局

対価の支払い時期につきましては、令和2年9月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,316,000円でございます。

(別冊資料12ページにより位置説明)

続きますして番号10番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、札幌市、●●●●●さんでございませう。所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計8筆で合計面積は42,240㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。所有権移転の時期でございませうが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年9月14日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、9,435,000円でございます。

(別冊資料13ページにより位置説明)

続きますして番号11番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、富美、●●●●●●●さんでございませう。所有権移転に係る土地の所在は、富美●●番●外計2筆で合計面積は38,333㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。所有権移転の時期でございませうが、令和2年7月27日で、対価の支払い時期につきましては、令和3年2月22日となっております、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,833,000円でございます。

(別冊資料14ページにより位置説明)

続きますして議案書の18ページを閲覧下さい。賃借権でございませう。番号1番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、開盛、●●●●●●●さんでございませう。利用権設定に係る土地の所在は、開盛●●番●外計6筆で合計面積は8,661㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございませう。

利用権の期限でございませうが、本日、令和2年7月27日から令和11年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は39,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから、議案第6号の質疑を行います。先に16ページ3番について行います農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限

議 長	<p>により、●●番、●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(●●委員退席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。16ページ3番について質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、16ページ3番の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>したがって本案は、原案のとおり可決されました。●●番、●●委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します</p> <p>(●●委員着席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。</p> <p>次に、議案第6号の残りの議案の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
事務局	<p>質疑なしと認めます。これから議案第6号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第13、議案第7号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の19ページをご覧下さい。議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。</p> <p>私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適</p>

<p>事務局</p>	<p>化を実現する責務を負っております。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため下記事項についてここに申し合わせ、決議いたします。</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同じく農業委員会法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保いたします。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することといたします。</p> <p>本議案の提案理由につきましては、昨年10月に本州の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕される不祥事が連続して発生したため、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図るため、年に1回以上は上記決議を実施するよう、一般社団法人 北海道農業会議から要請があったためであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第7号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから議案第7号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって議案第7号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和2年7回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 11時10分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

町 長

議 長

署名委員

署名委員

